

広島県告示第三百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、保育士登録の手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	委託をした年月日 (委託期間)
	社会福祉法人日本保育協会	東京都渋谷区神宮前五丁目 五三番一号	平成二十三年四月一日 (平成二十三年四月一日) 平成二十四年三月三十一日